

## 1 1. 節句人形工芸士に関する規程

1. 一般社団法人日本人形協会認定による  
節句人形工芸士認定制度に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・2～4
2. 一般社団法人日本入形協会  
節句人形工芸士認定制度施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～6
3. 一般社団法人日本人形協会  
節句人形工芸士認定による作札表示規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～8

一般社団法人日本人形協会認定による  
節句人形工芸士認定制度に関する規程

**第1条(目的) (以下一般社団法人日本人形協会認定によるは省略する)**

本制度は一般社団法人日本人形協会(以下本協会と称す)定款第4条第4号および6号の規程により、我が国の長い伝統と歴史に培われた産業である正月用品、三月節句用品及び五月節句用品並びに日本人形等の颯作に係る優秀な伝航的技術、技能を保持する者を節句人形工芸士(以下人形工芸士と称す)に認定することにより、技術者に励みを与え、社会評価を高め、もって伝統的技術、技能の維持向上と、技術習得の意欲の増進を図ひいては、良質の作品を供給することにより業界の一層の発展に寄与することを目的とする。

**第2条(人形工芸士対象業種)**

正月用品、三月節句用品及び五月節句用品並びに日本人形等の颯作を業とする者とし、その他関品作業種をも含むものとする。

**第3条(人形工芸士被認定者の資格要件及び認定者の制限)**

1.人形工芸士の認定は、本協会会長がこれを行い、認定は、次の各号に該当する者について行なう。

- (1)本協会の会員、または、当該事業所の従業員に限定する。
- (2)本協会員当該事業所は、1社当たり10名を上限とする。
- (3)現に第2条規程の認定に係る技術、技能を要す職業に従事し、きわめてすぐれた技術、技能を有すると認められる者。
- (4)技術、技能を通じて、他の技術者の模範と認められる者。

2.被認定候補者の推薦

支部長は、当該支部の区域内の事業所に就業している者であって、次の要件のいずれかを満たす者のうちから被認定候補者を選考して本協会会長に推薦するものとする。

- (1) その者の有する技術・技能の程度が、業界視野判断にたつて、当該者の技術・技能が特に、優秀と見なされていること。例えば衣裳着雛製作の技術・技能において特に優秀な作品を製作した等の称価又は実績を有していること。特に過去において優秀作品に対する褒賞を受賞した者。
- (2) その者の有する優秀な技術・技能を使う業種に関して、認定の行われる現在において、原則として10年以上(本部委員会が特に認めた場合は、この限りではない)の経験を有する者であるこ

と。この場合、その者の就業上の地位が、自営業主、家族従業員、雇用者であることにかかわらずに業務遂行に当該技術・技能を使用するものであること。

(3) 就業を通じて後進技術・技能者の、指導・教育・訓練に携わり、あるいはその育成に貢献し、又は技術・技能の工夫-改善等により業界の発展に寄与したとみとめられる者であること。

(4) 勤務実績、日常行為において、他の技術・技能者の模範と認められる者であること。

#### 第4条(人形工芸士被認定者の選定)

1.入形工芸士の認定は、別表3に基づき専門部門を明記して行う。支部長および支部節句人形工芸士委員、また支部節句人形工芸士委員がない地区では、節句人形工芸士委員長が推薦した者の中から、全国理事会の承認を経て本協会会長が認定する。

2.本協会会長は、前項の規程により選定を行なうに当たっては、これを公正かつ適切に行なうため、節句人形工芸士委員会の意見を聞くものとする。

#### 3.推薦候補者の選考

(1)支部長は、被認定候補者の推薦にあたっては、当該地区に存在する工業組合等の理事長、役員と意見を十分に交換し、被認定候補者の推薦を求め真に認定されることが相応しい者を選考するものとする。

#### (2)提出書類

支部長が、被認定候補者を本協会会長に推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

①被認定候補者推薦申請書(支部→本部)

(認定希望の寡門部門を明確に記載のこと)

②節句人形工芸士認定申請書

③経歴書[顔写真添付]〔作品参考写真添付〕

④誓約書

#### 第5条(節句人形工芸士認定)

1.本協会は、節句人形工芸士システムに基づき、毎年3月末までに各支部から提出された申請書を確認・選定し、全国理事会に提出する。なお、申請書の最終選定・承認時期については、節句人形工芸士委員長の判断により、3月末までに提出できなかった申請書も特別に考慮される場合がある。全国理事会で承認された申請者は、協会会長により認定される。

2.人形工芸士には認定証(別表1)を毎年1回全国総会において授与し、盾を贈呈する。

## 第6条(節句人形工芸士の登録)

- 1.節句人形工芸士として登録する名称は、本名又は本姓に各自の作号を付したものとし、二つ以上の登録は、不可とする。
- 2.専門部門で、複数の登録は、不可とする。

## 第7条(節句人形工芸士委員会)

- 1.認定の社会的公正を期するため、節句人形工芸士本部委員会を本協会に、支部委員を各地に設置する。
- 2.各支部より本部に申請書が提出された時は、工芸士認定委員会を開催し協議するが、申請者の支部長または支部節句人形工芸士委員がその申請者について説明をしなければならない。

## 第8条(認定の取消し)

本協会会長は、被認定候補者又は、人形工芸士に次の各項いずれかに該当する行為があったことが判明したときは、推又は認定を取消し認定証及び盾の返還を求めることができる。

- 1.認定に当たり虚偽の申請をし、又は不正な手段をもって被認定候補者となった場合。
- 2.作札の不正表示など人形工芸士の品位を汚す行為があった場合。
- 3.本協会の名誉並びに業界の秩序を傷つけまたはこれを乱す等の行為があった場合。
- 4.会費等の未納があったとき。
- 5.作品展に3回以上出展しないとき。

## 第9条(守秘義務)

本部委員、支部委員及び認定に係わる本協会役職員並びに支部役職員は、選考の公を確保するため、選考の前後を問わず審査及び選考基準その過程並びに各個入の選定結果を外部の者に漏らしてはならない。

## 第10条(細目)

この施行規則に定めるもののほか、運用財源の本支部の配分割合等、実施にあたり、必要な細目については、本部委員会に於て定める。

## 第11条(施行規則の施行)

本規程は、平成17年1月より実施する。

令和6年8月23日より改定・実施する。

一般社団法人 日本人形協会  
節句人形工芸士認定制度施行規則

### 第1条(運用の方針)

本規則は、節句人形類及びこれらの関連品の製作に直接従事する技術者(原則として総合作者をいう。ただし、部分作者が、他の部分製作者の協力を得て完成するものについては、専ら自己製作した部分について特にこれを颯作者という。)を対象として、規程第1条の目的達成を図るため部分的に偏することなく、公平且つ柔軟に有効活用を計り、業界の活性化を促し、もって一層の発展に資するように運用する。

### 第2条(対業種範囲、推薦手続き)

規程第2条の颯作者及び関連品製作業種は、別表3の記載業種の範囲とし、支部に於いて申請又は推薦を行なうことにより、規程第4条の提出書類を作成し、審議に当てるものとする。ただし、同一人において、多岐に亘る製作技術を有する者については、認定を受けんとするそれぞれの専門分野について、別表3に従い詳細に列記しなければならない。

### 第3条(節句人形工芸士認定基準)

原則として、現に直接製作実務に従事しており実務経験10年以上を有する者のうち、規程第3条の各項に該当する者とする。

### 第4条(節句人形工芸士委員会のない支部)

支部節句人形工芸士委員のいない支部は、支部長または節句人形工芸士委員長が審査・推薦をサポートする。

### 第5条(節句人形工芸士の認定証授与と認定の有効期間)

1. 認定者には、本規程に基き、本会より認定証を授与する。
2. 認定は、規程第3条第1項の認定作者である限り、且つ被認定者本人が、製作に従事する間のみを有効とするが、世襲することはできない。また本会を脱会し、又は、除名された場合は認定の称号は自然消滅し、以後の使用を禁止する。
3. 会費未納者については、1年間協会年会費納入のない場合は、認定資格を取り消す。
4. 節句人形工芸士の資格をもつ従業員が、会員である所属会社を退職した場合、個人で協会員とならない限り、この資格は消滅する。

## 第6条(節句人形工芸士の責務)

伝統的技術や技法による新商品などの開発、新しい需要の開拓、需要動向をつかむための展示会等に出品することにより、需要開拓事業に協力する事とする。協会主催の作品展(隔年毎開催)には、本人製作の作品の出展を義務とする。(3回に1回以上)

### 1.年会費

節句人形工芸士に認定された者は自動的に節句人形工芸士会に入会する事として年会費1万円を納める事とする。但し、1社当たりの人数5名を越えた場合、6名以上の会費は。前増しとし、増額は支部委員会に帰属支部裁量とする。

別表 3

節句人形工芸士の専門部門

専門呼称		衣裳着人形
1	衣装着人形着付士	ひな人形、浮世入形(三、五わらべ)、舞踊人形、尾山人形 神武天皇、鍾馗、鎧着武者(子供大将)、金太郎
2	木目込人形士	木目込人形 頭部門、胴体部門 (衣裳を木目込んで作るすべての人形)
3	甲冑士	甲冑 兜、鎧
4	羽子板士	羽子板
5	破魔弓士	破魔弓
6	染色士	鯉のぼり、吹流し、武者絵のぼり
7	雛道具士	雛道具類 雛具、屏風、台座、雪洞、ケース、造花
8	五月飾り道具士	五月道具類 座敷のぼり、提灯、弓太刀、三台揃、三品揃、飾馬
9	市松人形士	頭・胴体部門・着せ付部門
10	頭・結髪士	頭、結髪

## 作札の表示規程

### 第1条

認定工芸士が、制作したものについて、作札等により、「節句人形工芸士」の称号と認定氏名を記入して表示し、別紙4の表現により表示することとする。(認定制度に関する規程第6条参照)

### 第2条

第1条に違反して品流通させた時は各支部長を通して指導し、改善させることとする。

### 第3条(工芸士作札の表示禁止)

被認定者本人が死亡し、又は作業に従事することが困難となった場合、表示済の既製流通品に関しては、在庫品に限りこれを容認する。

### 第4条(称号詐称及び作札虚偽表示)

本協会の認定のない者が節句入形工芸士の称号詐称を行い、又は工芸士の作品の如く詐称すること、並びに、その他作品に対する虚偽表示等については、本協会は、規程に基づき、商標法による商標権の擁護のため、権利侵害を告訴するか又は、損害賠償の措置を行なう。

### 第5条(苦情の処理)

工芸士作札を添付した製作品について、消費者から苦情があった場合、関係業者並びに当該人形工芸士は、責任をもって処理するものとする。

### 第6条(違反に対する措置)

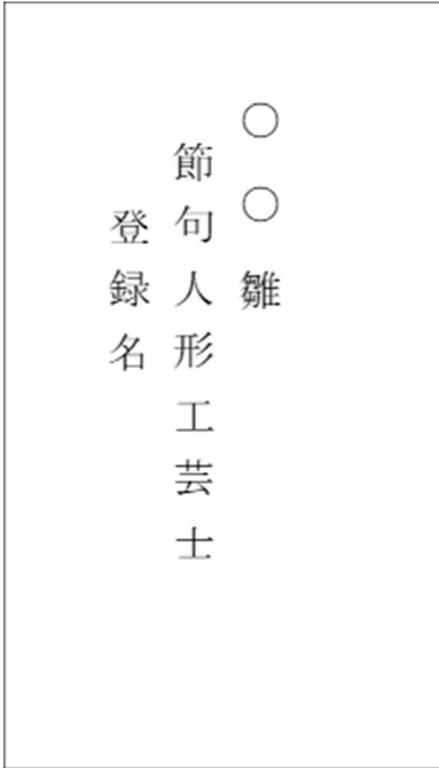
本協会の節句人形工芸士本部委員会は、関係業者並びに人形工芸士が作札表示規程に違反した場合は、本協会規程の「節句人形工芸士認定制度施行規則」に基づき所要の措置を講ずるものとする。

### 第7条(細目)

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関する必要な細目は、本協会の節句人形工芸士本部委員会において定める。

別表 4

例1



例 2

